

信濃町の公共建築物・公共土木工事等における地域利用方針

1 目的

信濃町の公共建築物の整備及び公共土木工事等において、積極的に県産材（長野県内で素材生産された木材。以下同じ。）の利用を促進するための方針を定めるとともに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、県が定めた公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定める。

2 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における木材の利用を促進する公共建築物は、別表 1 のとおりとする。

3 基本的な事項

町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用して、木材は県産材を使用するように努めるものとする。ただし、別表 2 に掲げる場合は除くものとする。

町は公共建築物を整備する者、林業関係団体、その他の関係者及び設計者等と相互に連携し、県産材の利用促進及び供給確保を図るように努めるものとする。

4 町が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

町が整備する公共建築物については、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物(注 1)において別表 3 に掲げる場合を除き、木造化（建築物の新築、改築、増築に当たり、構造耐力上主要な部分の全部又は一部に木材を使用すること。以下同じ。）を図るように努めるものとする。

(2) 施設の木質化の推進

町が公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合にあっても、別表 2 に掲げる場合を除き、木質化（建築物の新築、改築、増築にあたり、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用すること。以下同じ。）を図るように努めるものとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

町が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品とするものとする。

(4) 木質バイオマスの推進

町が公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

5 町が行う公共土木工事等における木材利用の推進

公共土木工事等においては、別表 3 に掲げる場合を除き、設計書に木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

町は公共土木工事等に使用する木材の調達に当たり、グリーン購入法(注 2)に定められている品目に該当するものについては、グリーン購入法に即するものとする。

6 町が行う県産材利用の推進

公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、別表 2 に掲げる場合を除き、県産材の使用に努めるものとする。

町が行う公共建築物の整備における県産材の使用に当たり、可能な限り信州木材認証製品センター(注 3)の信州木材認証製品(注 4)又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

7 町が補助する施設整備等における県産材利用の推進

町は、事業主体・木材生産業者と県産材が利用促進されるよう配慮するものとする。

(注 1)低層の公共建築物

本利用方針では、高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で延べ床面積 3,000 m²以下の建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は、主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物をいう。

(注 2)グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスを優先的に推進するために必要な事項を定めた環境物品等の調達に関わる法（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）で「グリーン購入法」といわれる。

同法の中で木材については、間伐材や原木の生産された生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされた材であることとされている。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

同法の対象となる分野は、紙類、納入印刷物、文房具、機器類、OA 機器、家電製品、照明、自動車、制服・作業服、インテリア・寝装、作業用手袋、設備、公共工事、役務など。

(注 3)信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体。

(注 4)信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定基準をクリアし、樹種（銘柄名）、含水率（乾燥方法）、寸法、製造会社等が表示された製品。

別表 1

木材の利用を促進する 公共建築物	町が整備する建築物をいい、以下の施設が含まれる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く町民の利用に供される社会教育・体育施設(体育館、公民館、博物館、記念館など)、保健・衛生施設(診療所、保健センターなど)、社会福祉施設(老人福祉施設など)、教育・研修施設(保育園、小学校、中学校、研修所など)、行政施設(庁舎など)、住宅施設(公営住宅など)、研究施設(研究所など)、その他町が整備する施設等(観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など) ・ その他町が整備する施設

別表 2

1 法令の規定等により、県産材の使用を規定できない場合 2 県産材による使用又は、供給が困難である場合 3 その他相当な理由により県産材の使用が適当でない場合

別表 3

1 法令の規定等により、木材が使用できない場合 2 構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合 3 その他相当な理由により、木材の使用が適当でない場合
